

社会福祉法人大谷菩提樹会定款

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)
 - 第 2 章 評議員 (第 5 条—第 8 条)
 - 第 3 章 評議員会 (第 9 条—第 14 条)
 - 第 4 章 役員及び職員 (第 15 条—第 22 条)
 - 第 5 章 理事会 (第 23 条—第 27 条)
 - 第 6 章 資産及び会計 (第 28 条—第 35 条)
 - 第 7 章 解散 (第 36 条・第 37 条)
 - 第 8 章 定款の変更 (第 38 条)
 - 第 9 章 公告の方法その他 (第 39 条・第 40 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人 (以下「法人」という。) は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。) 第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業のうち、同項第 2 号に規定する次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 保育所を経営する事業
- (2) 一時預かり事業
- (3) 病児保育事業
- (4) 地域子育て支援拠点事業
- (5) 養育支援訪問事業

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人大谷菩提樹会と称する。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人はの事務所を北海道河東郡音更町木野東通 4 丁目 2 番地 1 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 人を置く。

(評議員の選任等)

第 6 条 この法人に、評議員の選任及び解任を行うため、社会福祉法人大谷菩提樹会評議員選任等委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

- 2 委員会の委員は、理事会が選定し、理事長が委嘱する。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の委員をもって組織する。

- (1) 第15条第1項第2号に定める監事の職にある者 2人
- (2) 識見を有する者であって、次のいずれにも該当しない者のうちから理事会において選定するもの 2人
 - ア この法人又は関連する団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する責任を有する者又は使用人
 - イ 過去にアに定める者となったことがあるもの
 - ウ ア又はイに該当する者の配偶者、三親等以内の親族又は使用人（過去に使用人であった者を含む。）
- 4 前項の委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。この場合において、任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了の時までとする。
- 5 評議員の候補者を推薦し、又は評議員を解任しようとするときは、理事会が適任又は不適任の理由を付して提案するものとする。
- 6 委員会の決議は、第3項の委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。この場合において、同項2号の委員の少なくとも1人が出席し、かつ、当該委員の少なくとも1人が賛成することを要する。
- 7 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

(評議員の任期)

- 第7条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める員数が欠けた場合において、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条** 評議員に対し、評議員会の承認を受けて別に定める支給の基準に従って算定した報酬等を支給するものとする。

第3章 評議員会

(組織)

- 第9条** 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

- 第10条** 評議員会は、次に掲げる事項について決議するものとする。

- (1) 理事及び監事の選任
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 理事、監事及び評議員の損害賠償責任の免除
- (4) 理事、監事及び評議員の損害賠償責任の一部免除
- (5) 計算書類（各会計年度に係る貸借対照表及び収支計算書をいう。）及び財産目録の承認
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (8) 定款の変更
- (9) 法人の解散
- (10) 吸収合併消滅社会福祉法人となる場合の吸収合併契約の承認
- (11) 吸収合併存続社会福祉法人となる場合の吸収合併契約の承認
- (12) 新設合併消滅社会福祉法人となる場合の新設合併契約の承認
- (13) 社会福祉充実計画の承認
- (14) 基本財産の処分
- (15) 残余財産の帰属
- (16) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するものとする。

2 評議員会は、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が収集するものとする。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び収集の理由を示し、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 2 号（監事の解任に関する部分に限る。）、第 4 号及び第 8 号から第 12 号までに定める事項に係る決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行うものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 10 条第 3 号に規定する事項に係る決議は、総評議員の同意をもって行うものとする。

4 第 10 条第 1 号に定める理事及び監事の選任に関する決議は、各候補ごとに行うものとする。この場合において、当該候補者の数が第 15 条第 1 項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任するものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、評議員（決議の目的である事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、評議員会における議長及びあらかじめ選出された 2 人の評議員は、これに記名押印するものとする。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6 人

(2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 人を専務理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任するものとする。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定するものとする。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行するものとする。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行するものとする。

3 理事長は、3 月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成するものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 19 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 15 条第 1 項に定める員数が欠けた場合において、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員等の報酬等)

第 21 条 理事又は監事に対し、評議員会の承認を受けて別に定める支給の基準に従って算定した報酬等を支給するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員会その他諮問、調査等のためにこの法人に附属して置く機関の委員に対し、評議員会の承認を受けて別に定める支給の基準に従って算定した報酬等を支給するものとする。

(職員)

第 22 条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人が設置運営する施設の長その他重要な職員は、理事会において選任し、又は解任するものとする。
- 3 前項の職員以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 理事会

(組織)

第 23 条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次に掲げる職務を行うものとする。ただし、日常の業務として別に定めるものは、理事長が専決し、これを理事会に報告するものとする。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集するものとする。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（決議の目的である事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事（当該理事会に理事長が出席した場合は、理事長）及び監事は、これに記名押印するものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、基本財産とその他財産とに区分するものとする。

- 2 基本財産は、別表のとおりとする。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定して金品が寄附された場合は、当該金品を第2項の基本財産とするため、速やかに必要な手続を行うものとする。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道知事の承認は要しない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を締結した民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。

- 2 前項の書類は、第4条に定める事務所に、当該書類に係る会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 前号の書類の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 資金収支計算書及び事業活動計算書
- (5) 第3号及び前号の書類の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類は定時評議員会に提出するものとする。この場合において、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、同項第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けるものとする。

- 3 第1項の書類のほか、次の掲げる書類を第4条に定める事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第2条の41に規定する事業の概要等を記載した書類

- 4 この法人の定款は、第4条に定める事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計は、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理するものとする。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるものの外、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

第 7 章 解散

(解散)

第 36 条 この法人は、法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第 37 条 この法人が解散した場合の残余財産は、合併（合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、評議員会の決議を得て、北海道知事に対する清算結了の届出の時ににおいて、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属するものとする。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（省令第 4 条第 1 項に規定する事項に係るものを除く。）を受けるものとする。

2 省令第 4 条第 1 項に規定する事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出るものとする。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人大谷菩提樹会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行うものとする。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は平成 17 年 2 月 17 日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 伊藤 篤

理 事 堀川治夫

” 石崎秀明

” 片野祐子

” 吉村典子

” 桂井智善

監 事 山川幸一郎

” 香川俊雄

附 則

この定款は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は平成 21 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は、公布の日から施行し平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この定款は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更届受理日をもって施行する。(定款変更届受理日平成 26 年 5 月 2 日)

附 則

この定款は、定款変更届受理日をもって施行する。(定款変更届受理日平成 26 年 11 月 17 日)

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 6 条の変更規程は、定款変更届受理日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日までに、あらかじめ、この定款による変更後の社会福祉法人大谷菩提樹会定款（以下「新定款」という。）第 6 条の規定により、評議員を選任しておくものとする。
- 3 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新定款第 7 条第 1 項の適用については、同項中「選任後」とあるのは「平成 29 年 4 月 1 日以後」と読み替えるものとする。
- 4 新定款第 15 条第 1 項の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用し、当該定時評議員会の終結前は、なお従前の例による。
- 5 新定款第 16 条第 1 項の規定は、施行日以後に行われる役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任について適用する。
- 6 この定款の施行の際現に在任する役員については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間は、第 2 号新社会福祉法（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）附則第 2 条第 1 項に規定する第 2 号新社会福祉法をいう。）第 44 条第 4 項から第 7 項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 7 この定款の施行の際現に在任する役員の任期は、新定款第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。
- 8 この定款の施行の際現に在任する理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による。
- 9 この定款の施行の際現に在任する役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。
- 10 新定款第 32 条の規定は、平成 28 年度以後の会計年度に係る同条第 1 項に規定する書類について適用する。
- 11 新定款第 8 条及び第 21 条の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する。

附 則

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 28 条関係）

1 法人基本金

種 類	金 額
定期預金	10,000,000 円

2 土地

用 途	所 在	地 目	地 積
おひさま保育園	北海道帯広市東 1 条南 23 丁目 14 番 2	雑種地	268 m ²
おひさま保育園	北海道帯広市東 1 条南 23 丁目 16 番 2	雑種地	268 m ²
おひさま保育園	北海道帯広市東 1 条南 23 丁目 18 番 2	宅地	133.94 m ²
おひさま保育園	北海道帯広市東 1 条南 23 丁目 20 番 2	宅地	133.94 m ²
木野南保育園	北海道河東郡音更町木野東通 4 丁目 7 番 13	宅地	370.51 m ²

3 建物

用 途	棟数	所 在	構 造	床 面 積	
				階	面 積
鈴蘭保育園園舎	1	北海道河東郡音更町中鈴蘭元町 2 番地 10	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	1 階	1,256.44 m ²
鈴蘭保育園物置	1	北海道河東郡音更町中鈴蘭元町 2 番地 10	鉄板造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置	1 階	13.64 m ²
おひさま保育園園舎	1	北海道帯広市東 1 条南 23 丁目 2 番地	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下 1 階付き 2 階建	地下	10.99 m ²
				1 階	437.50 m ²
				2 階	247.50 m ²
				計	695.99 m ²
おひさま保育園物置	1	北海道帯広市東 1 条南 23 丁目 2 番地	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置	1 階	24.50 m ²
木野南保育園園舎	1	北海道河東郡音更町木野東通 4 丁目 2 番地 1	鉄骨造鋼板ぶき平家建	1 階	1,238.36 m ²
宝来保育園園舎	1	北海道河東郡音更町宝来仲町南 1 丁目 10 番地	コンクリートブロック一部鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	1 階	826.75 m ²